

お知らせ *Pick up* ピックアップ

新型コロナウイルス感染症の感染リスクと隣り合わせで働いている医療従事者の方などに心からの敬意と感謝を表しましょう。偏見や差別はやめましょう。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

※6月5日時点の情報です。状況により変更になる場合があります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、また生活に影響を受けた方のため、市では引き続き対策を行ってまいります。

市民の皆さんには、新しい生活様式の実践、3密を避ける、手洗い、マスクの着用など、引き続き感染拡大防止へのご協力をお願いします。



取手市



茨城県



厚生労働省



総務省

子育て世帯の生活を支援します

☎ 子育て支援課 ☎ 内線1345

◆子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当受給世帯に支給する国の制度です。特例給付(所得制限限度額以上)の方は対象外です。

金額 児童1人につき1万円

申込 不要です。対象者にお知らせを郵送します。

◆子育て世帯応援臨時給付金

市は国の給付金とは別に、児童手当・特例給付の方に支給します。

金額 児童1人につき1万円

申込 不要です。対象者にお知らせを郵送します。

◆ひとり親世帯応援臨時給付金

市は国に先行し、全ての児童扶養手当資格対象世帯に支給します。

金額 1世帯2万円

申込 対象者にお知らせを郵送します。児童扶養手当の認定を受けていない方はお問い合わせください。

◆保育料の減免

以下の期間のうち、自主的に登園しなかった日の保育料を減免します。

期間 4月8日(水)～5月30日(土)

対象 0～2歳児クラス

申込 手続きは不要です。

▶公立保育所・私立保育園…市から返還

▶認定こども園など自園徴収の施設…各利用施設から返還

公共施設再開状況

利用の際は、十分な感染予防策(マスクの着用・手指の消毒など)をとってください。今後の感染状況によっては、休館となる場合があります。市ホームページで最新の状況を公開していますので、併せてご確認ください。

◆現在利用できる施設

施設ごとに一部利用を制限している場合があります。詳細は各施設までお問い合わせください。

■図書館

▶取手図書館・ふじしろ図書館・戸頭公民館図書室(新聞雑誌閲覧・インターネット端末や視聴覚ブース・学習室・自習室は利用できません)

■スポーツ施設・公園施設

▶藤代スポーツセンター▶藤代武道場▶取手グリーンスポーツセンター

▶各公園有料スポーツ施設

■市民施設など

▶全公民館▶ゆうあいプラザ▶市民会館▶福祉会館(市民会館隣)▶福祉交流センター(市役所敷地内)▶市民活動支援センター▶取手ウェルネスプラザ▶旧取手宿本陣一般公開▶あけぼの・さくら荘・かたらいの郷▶げんきサロン4カ所▶小貝川生き生きクラブ

▶地域子育て支援センター4カ所

◆当面の間休館する施設

▶高須体育館▶とりでアートギャラリー(アトレ取手4階)

▶お休み処2カ所



開館状況

75歳以上の1人暮らしの方に消毒液を配布

☎ 保健センター ☎ 85-6900

日時 ～7月3日(金)の8:30～17:15

※6月30日を除く。

会場 市内各公民館(戸頭・永山・白山・寺原・井野・小文間・藤代・相馬・相馬南・久賀・高須・六郷・山王)

配布量 1世帯1本(エタノール消毒液300ミリリットル)

持ち物 引換券

※対象の方には通知と引換券をお送りしています。

国保・後期 傷病手当金を支給します

☎ 国保年金課

国民健康保険 ☎ 内線1377

後期高齢者医療保険 ☎ 内線1368

対象 以下の全てに該当する方(被用者のみ)

①給与などの支払いを受けている国民健康保険加入者・後期高齢者医療保険加入者

②新型コロナウイルス感染症に感染した・感染が疑われたため働くことができなくなった

③給与など(休業手当を含む)の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われた

④感染した・感染が疑われたために3日以上連続して仕事を休んだ
※4日目以降が令和2年1月1日～9月30日までの間に含まれるのみが対象です。入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで。

支給額 (直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×療養のために休んだ日数*

*療養のために休んだ日数…連続して仕事を休んだ期間(就労を予定していた日のみ)のうち、最初の3日を除いた日数

申込 以下のどちらかの方法で提出

▶郵送

傷病手当金支給申請書に必要事項を記入し、〒302-8585寺田5139取手市役所国保年金課宛て郵送

※申請書は国保年金課・藤代総合窓口課・市ホームページで取得可。郵送を希望する方はお問い合わせください。

▶国保年金課窓口で直接

国民健康保険証か後期高齢者医療保険証、印章(認め印)、口座番号の分かるものを持参

マスク・ティッシュなどの捨て方

☎ 環境対策課 ☎ 内線1417

感染拡大を防ぐため、以下のことを守って処分してください。ご協力をお願いします。

ごみ箱に捨てたマスクは直接触らない

中身が飛び出さないように袋の口を縛る

ごみを出した後は手を洗う

ポイ捨ては絶対にしない

◎市ホームページでも捨て方などを案内しています



処分方法